

西宮市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、西宮市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)
第11条第2項の規定に基づき、西宮市議会における政務活動費の収支報告書の閲覧等に関し、必要な事項を定める。

(対象文書等)

- 第2条 閲覧の対象文書は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書(添付された領収書等を含む。)とする。
- 2 西宮市情報公開条例の規定により非公開に該当するものについては、閲覧の対象から除外するものとする。
 - 3 閲覧は、対象文書の原本の写しをもって行うものとする。

(閲覧場所等)

- 第3条 閲覧場所は、議長が別に定める場所とする。
- 2 閲覧時間は、平日の執務時間の範囲内とする。

(手続)

- 第4条 閲覧をする者は、住所、氏名及び年齢を記載するものとする。

(遵守事項)

- 第5条 閲覧をする者は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 閲覧文書を汚したり、破損したりしないこと。
 - (2) 議会又は市役所の事務に支障を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) その他職員の指示に従うこと。

(複写)

- 第6条 閲覧をする者は、西宮市情報公開条例の例による費用負担をし、閲覧文書を複写することができるものとする。

(補則)

- 第7条 この要綱の定めのない事項は、議長がこれを定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。